

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成29年4月12日（平成29年（独個）諮問第22号）

答申日：平成29年7月5日（平成29年度（独個）答申第22号）

事件名：本人に係るハラスメント調査報告書（特定日付）等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

下記の8文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

文書1 ハラスメント調査報告書（特定日A付け）

文書2 同 附属資料1 ハラスメント申立書 申立人：A

文書3 同 附属資料2 ハラスメント申立書 申立人：A

文書4 同 附属資料3 ハラスメント申立書 申立人：B

文書5 同 附属資料4 申立人Aに対する事情聴取記録

文書6 同 附属資料5 申立人Bに対する事情聴取記録

文書7 同 附属資料6 相手方Xに対する事情聴取記録

文書8 同 附属資料7 関係者への事実確認

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年6月5日付け総法文115号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

本件開示請求書に記載したとおり、客観的証拠及び状況から「ハラスメント調査報告書（特定日A付け）」（文書1）及び附属資料（文書2ないし文書8）にかかわる手続には不自然や不公正な点が多数認められる。特に申立ての受理や審議、事実聴取・事実確認等の手続、関係者への連絡（問合せ、周知、通知を含む）につき恣意的に操作が行われ、冤罪などの不正裁量・人権侵害が生じたことが危惧される。

特に一連の事案では合意書により一切が解決しており（添付資料1）その経緯や背景が全く無視されている。その流れに呼応し、懲戒処分にかかわる事実認定は杜撰かつ一方的で、総長や関係理事の職位を利用した逸脱実態が、文書開示により次々明らかになってきている。また特定組織側の冤罪企図は添付資料1で指摘された“手続上の瑕疵”に留まらず、執拗かつ長期に及んでいることが明らかになっている。

東北大学特定関係者は真相解明を恐れ、守秘義務を不当拡大して関係者に圧力をかけ、情報公開制度の運用に様々な悪影響を及ぼしていることが危惧される。現に本件保有個人情報開示請求の背景は、伝統ある“東北大学”とはとうてい思えない深刻な状況にある。

ア 先ず重大な事項を述べさせて頂く。部分開示された文書は単なる「ハラスメント全学調査委員会の報告書」ではない。これらは“親”委員会であるハラスメント全学防止対策委員会で一式全てが承認され、総長に報告されて懲戒の裁可を得た文書である（*東北大学開示文書記載による。）。更にこれら一式が内規に従い東北大学懲戒委員会に移送され、処分の根拠とされ実際処分が行われた公式決定文書である。これらを十分認識した上での判断を期待する。

イ 以上の経緯・状況を踏まえ、不開示とするには法令に基づき厳正な根拠がなくてはならない。対象文書について開示請求者の利益を最大限考慮し、法令で保護すべき部分を厳密に精査し語句ないし行単位で判定をする必要がある。また裁量的開示も十分考慮すべきである。

ウ 特に委員会の開催期日は重要であり、公正性を担保するために全て開示すべきである。特定冤罪事件でも特定地検の期日操作が冤罪解明の契機であった。本件の冤罪疑惑も期日開示が焦点であり、特定者関係者は不開示に固執し判断をゆがめていると危惧される。もし東北大学が公正妥当性を主張するならハラスメント調査報告書の記載期日は全て開示すべきである。隠蔽する理由は無い。

エ 上記ウと同様の理由でハラスメント申立人の事情聴取記録の日時も、開示すべきである。特に同一事案で別途調停が進行していたのであり（添付資料1 合意書；特定日B付け）、ハラスメント全学調査委員会はこの期日の明確化に反対したいと思慮される。期日操作や冤罪企図が露呈される由。しかし法令や前例、情報公開・個人情報保護制度趣旨からもこの期日は2件とも開示するのが自然かつ合法であり、東北大学の説明責任と制度運用に必須である。もって本学の“真の発展”に不可欠である。

オ 「関係者への事実確認」（文書8）も全面が隠蔽されている。期日はもちろん各記載事項についても細かく精査し語句ないし行単位で開示する必要がある。

カ ハラスメント申立書3件のうち特定日Bと特定日Cに提出されたものは「記載に不備・欠落」があり同一人（特定個人）が作成した可能性が高い（添付資料2）。この2件は「ハラスメント全学調査委員会」からの働きかけにより作成された事実が判明しており、癒着・冤罪構造が強く危惧される。提出時期も合意書成立過程に合わせている（特定時期）。東北大学としては冤罪企図が暴露されるので文書の開示相当部分も隠蔽したいと思慮されるが、それに流されては大学は崩壊する。よって法令運用趣旨に基づき、積極的に文書（全部）を開示すべきである。

キ その他の文書についても記述の状況と背景は共通であり、その全部を開示すべきである。

（本答申では添付資料は省略）

（2）意見書

審査に当たっては、これまで私が提出した文書及び諮問庁から提供された関係文書や説明も参照して欲しい。

さて、理由説明書（下記第3）の文書特定記述につき大きな問題がある。つまり諮問庁は開示請求の趣旨を正確に把握せず身勝手な解釈と論理飛躍を展開し重大な文書遺漏を生じている。異議申立人が「異議申立ての理由」として7項目につき記述したが、法14条5号柱書きに該当すると機械的に述べるのみで実質的かつ適正な特定と開示判断がなされていない。法14条2号イ又は第16条に該当するとの主張も有効性が無く唐突である。東北大学の学内には私的制裁の意図が横行しているしそれらが許容される雰囲気満ちている。説明や論理には飛躍があり記述は多くが虚偽である。これまでの関係文書開示請求結果から不自然な手続、虚偽申立書とその誘発、一部委員の不公正と冤罪意図が露呈し大学役員等関係者複数欠陥を認識し憂慮していると危惧される。

関係事務処理に係り、余りにも文書が少なすぎ隠蔽が強く疑われる。よって本件審査においては文書特定から開示判定までを関係文書につき徹底的に再検討するのが妥当と思慮する。諮問庁により特定された文書についても法14条2号イ又は16条に該当し広範囲の開示が適正である。

諮問庁は種々の点で大きな問題を抱えており、「“ハラスメント全学防止対策委員会”自体がハラスメントをしている」事態になっている。諮問庁の諮問の理由は根拠もなく、論理的にも破綻している。また説明も不十分では理由を満たしていない。

本件の審査結果等を公表するに当たっては個人情報保護に格別の配慮を依頼する。とくに本件の「理由説明書」はもちろん開示対象物、本意見書には個人情報（個人名を含む）が多数含まれている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立ての経緯

平成27年4月8日に、異議申立人から、本件対象保有個人情報に係る開示請求があった。

これに対し本学では、当時、相当数の開示請求を受付け処理中であり、期限内に処理することが困難であったため、平成27年5月1日付けで保有個人情報開示決定延長通知書を送付し開示決定期限を平成27年6月8日に延長の上、部分開示する旨の決定（原処分）を平成27年6月5日付けで行った。

その後、平成27年6月25日付けの異議申立書が提出され、翌26日付けでこれを受理したものである。

2 諮問理由説明

(1) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね上記第2の2(1)のとおりである。

(2) 諮問の理由

今回、異議申立てのあった請求は、異議申立人を相手方とするハラスメント申立てに係るもので、原処分では、当該請求に係る保有個人情報が記録された文書として、文書1ないし文書8を特定し、「各回次の調査委員会の内容」、「事実認定に当たった考え方」、「調査結果の具体的内容」、「ハラスメント該当性に関する所見」及び「調査委員会委員長及び請求人が知り得ていない委員氏名」は、法14条5号柱書きに規定する事務又は事業に関する情報であり、開示することにより、個々のハラスメント事案に対し、調査委員会の判断基準が容易に推測され、今後のハラスメント行為に係る相手方が、自己に不利益な評価を受けないよう対策を行うなど、適正な行為認定の実施が妨げられるおそれがあること、加えて、結果を不服とする者から委員に対し批判や責任追及等がなされるおそれがあり、また、これを避けようと、今後、委員がハラスメント調査に関して踏み込んだ発言や調査を躊躇したり負担の重さを理由に就任を固辞したりするなどといった事態が生じる可能性は否定できず、ハラスメント防止のために本学が行うべき制度そのものの形骸化を招くおそれがあるため、当該委員会の性質上、当該委員会の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当すると判断し不開示とした。また、「申立人の生年月日」、「申立人の申立内容（相手方欄以降の記述部分）」、「聴取日時・場所」、「事情聴取記録内容」及び「関係者の事実確認内容」は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報で、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害

するおそれがある情報に該当するため不開示とした。

異議申立てを受け、不開示部分について検討した結果、原決定が妥当と考え、また、裁量的開示についても不要との結論に達したものである。

以上の理由により、原処分を維持し、諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年4月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月12日 審議
- ④ 同月23日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 同年6月13日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年7月3日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、異議申立人本人に係るハラスメント調査報告書及びその附属資料（文書1ないし文書8）に記録された保有個人情報であり、処分庁は、その一部を法14条2号及び5号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は本件対象保有個人情報の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 「各回次の調査委員会の内容」、「事実認定に当たっての考え方」、「調査結果の具体的内容」、「ハラスメント該当性に関する所見」及び「調査委員会委員長及び請求人が知り得ていない委員氏名」について
ア 原処分の開示決定通知書の記載を確認すると、「各回次の調査委員会の内容」、「事実認定に当たっての考え方」、「調査結果の具体的内容」及び「ハラスメント該当性に関する所見」は文書1に、また、「調査委員会委員長及び請求人が知り得ていない委員氏名」は、文書1及び文書5ないし文書7に記録された保有個人情報の一部であって、いずれも法14条5号柱書きに該当するとして不開示とされていることが認められる。

イ 当該各部分について諮問庁は、開示することにより、個々のハラスメント事案に関して結果を不服とする者から委員に対し批判や責任追及等がなされるおそれがあり、また、これを避けようと、今後、委員がハラスメント調査に関して踏み込んだ発言や調査をちゅうちょしたり負担の重さを理由に就任を固辞したりするなどといった事態が生じ

る可能性は否定できず、ハラスメント防止のために東北大学が行うべき制度そのものの形骸化を招くおそれがあるため、当該委員会の性質上、当該委員会の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する旨説明する。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、調査委員会の委員は、防止対策委員会の委員の中からハラスメント申立人及び相手方と利害関係のない人物並びに必要な応じ外部有識者が指名されることとなっており、ハラスメント申立人及び相手方への事情聴取は、委員と面識がなく氏名も知らない前提で行う（委員は名乗らず匿名で調査に当たる。）こととされているものであって、本件の場合には偶然異議申立人と面識があった委員の氏名は原処分において開示しているが、不開示部分に記載されている委員の氏名についてはいずれも異議申立人が知り得る情報ではないとのことである。

ウ 本件対象保有個人情報を見分すると、「各回次の調査委員会の内容」、「事実認定に当たっての考え方」、「調査結果の具体的内容」及び「ハラスメント該当性に関する所見」として不開示とされた各部分には、ハラスメント調査委員会における審議、検討の内容やその結果得られた所見等に関する情報が具体的に記載されていることが認められ、また、委員の氏名の取扱いに関する上記諮問庁の説明を踏まえれば、いずれの不開示部分についても、その内容を開示することにより生じる「おそれ」に係る上記諮問庁の説明は、これを否定し難い。

したがって、当該各部分は、法14条5号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 「申立人の生年月日」、「申立人の申立内容（相手方欄以降の記述部分）」、「聴取日時・場所」、「事情聴取記録内容」及び「関係者の事実確認内容」について

ア 原処分の開示決定通知書の記載を確認すると、「申立人の生年月日」及び「申立人の申立内容（相手方欄以降の記述部分）」は文書2ないし文書4に、「聴取日時・場所」及び「事情聴取記録内容」は文書5及び文書6に、また、「関係者の事実確認内容」は文書8に記録された保有個人情報の一部であって、いずれも法14条2号本文前段に該当するとして不開示とされていることが認められる。

イ 当該各部分は、いずれも、各文書中にその氏名が記載された異議申立人以外の個人（文書2ないし文書6に記録された保有個人情報にあってはハラスメント申立人、文書8に記録された保有個人情報にあっては調査委員会による事実確認の対象となった関係者）に関する情報であり、当該特定個人を識別することができるものであることから、

法14条2号本文前段に該当する。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件の場合、ハラスメント申立人の氏名等については異議申立人が知り得るものとして開示しているが、ハラスメント申立人の生年月日、ハラスメント申立ての内容及びハラスメント申立人に対して行われた事情聴取に係る具体的かつ詳細な情報は異議申立人には明らかにしておらず、また、上記関係者に関する情報については、その氏名を含め異議申立人には明らかにしていないとのことであるから、いずれの不開示部分についても、法14条2号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

法15条2項による部分開示の検討を行うと、ハラスメント申立人の氏名は原処分において開示されていることから、当該個人に係る各不開示部分に関しては、同項による部分開示の余地はない。また、上記関係者に係る不開示部分に関しては、その氏名、所属等については当該個人を識別できることとなる記述等の部分に該当することから同項の適用の余地はなく、その余の部分については、これを開示すると、一定の範囲の者には当該個人が誰であるかを推測することが可能となってその権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

したがって、当該各部分は、いずれも法14条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、法16条による裁量的開示を主張するが、上記2において不開示情報に該当すると判断した部分については、個人の権利利益を保護するため特に開示の必要性があるとすべき事情は認められないため、同条による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に誤りがあるとは認められない。

また、異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び5号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条2号及び5号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司